

監査委員告示第 8 号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成25年12月26日

長井市監査委員 堀 越 俊一郎

長井市監査委員 大 沼 久

記

- 1 監査の範囲 平成25年度(平成25年4月～平成25年10月)の一般会計にかかると財務事務及び関連事務の執行状況
- 2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監 査 対 象 課
平成25年12月26日(木)	文化生涯学習課 まち・住まい整備課

3 監査の結果

提出された監査資料、諸帳簿等を審査した結果、予算執行等の財務に関する事務は、長井市財務規則等に基づいて、概ね適正に執行されているものと認められる。

文化生涯学習課については、補助金実績報告書の提出、工事目的物引渡書の提出月日、起案文書の整理、また、まち・住まい整備課については、手数料の入金処理、1社特命による随意契約の根拠、起案文書・年次休暇申請書の事務・決裁処理について留意を求めた。